

第6次 概報

# 下 堤 遺 跡

SHIMOTSUTSUMI SITE

秋田市四ツ小屋小阿地

1974. 3.

秋田市教育委員会  
秋田考古学協会

## 序

昭和43年、五十嵐芳郎氏と若い学徒によって発見された1軒の竪穴住居跡に端を発した『下堤遺跡』の発掘調査は、台地のほぼ全域約11.7ヘクタールの広範な地域に発展し、48年度（第6次）をもってようやく終了することができたのである。

6か年の長期にわたり、終始調査員としてその重責をはたしてこられた奈良修介、富樫泰時、鍋倉勝夫の各先生はじめ、これまで指導援助くださった国、県、秋田考古学協会等、各関係機関と理解ある協力を惜しまなかった元土地所有者秋田土地開発株式会社、現所有者塚本総業株式会社、並びに地元のかたがた、さらに、直接調査に参加された多くのかたがたに対して、深甚の意を表するものである。

この遺跡は、4千年前（縄文時代中期）の一大住居跡群であることが確認されたわけであるが、たまたま遺物と共に発見された種子が発芽し、見事に開花、結実したことから、考古学のみならず植物学の分野にも大きな問題を提起したのである。

いずれにせよ、開発破壊に伴う事前緊急発掘調査が、遺跡の性格上、後半は保護を前提とする遺構の範囲確認のための調査方式を採用したため、遺構全体についての学術上の全容把握にはいたらなかったのである。しかし、開発の名のもとで遺跡破壊事例の多い世相の中にあつて、この事前調査は文化財保護上まことに意義深いものであったことは調査結果が如実に物語っているところである。これも一重に、良き指導助言と経験豊かな調査スタッフに恵まれたことが、その要因となっていることは申すまでもないところである。

最終的調査結果は、さらに残されている出土遺物の整理を含む事後処理作業と学術研究等を継続し、これまでの調査結果を集大成した報告書の発行を計画中であるが、加えて遺跡の保護についても今後さらに国県等各関係機関の適切な指導を得て、抜本的文化財保護の立場に立脚して対処したい所存であるため、なお一層の指導援助をお願いするしだいである。

本概報をまとめるにあたって、指導および執筆くださった調査員のかたがたに感謝の意を表すると共に、この概報が文化財保護のため、また、研究資料として広く活用されることを念願するしだいである。

昭和49年3月

秋田市教育長 佐藤博之

### 遺跡の位置と現状

下堤遺跡は秋田市四ツ小屋小阿地字下堤にある。すなわち、秋田市から国道13号線を南下し、横山地区を過ぎると三叉路がある。そこから右の旧道に入り西へ1.2kmほど入ると秋田市を一望できる台地の先端部に出る。遺跡はこの先端部にある。奥羽本線四ツ小屋駅より北東約1km、秋田市の中央部より東南約7kmの位置にある。遺跡の南約1.5kmには太平山に源を発する岩見川と雄物川との合流点がある。数年前までは、この地域一帯の台地は畑地であったが、現在は一面の萱場と化し、不動産業者による開発計画が進められている。

なお、この遺跡の他に周辺の台地には約20カ所の遺跡（一部破壊されたものあり）を確認している。最近の秋田市効外や国道沿いの宅地化、その他によって、破壊されることが予想されるので、関係方面の方々の協力をお願いしたい。

▼ 遺跡の位置 S = 1 / 2 万



▼ 遺跡周辺の航空写真



## 第 6 次 調 査

### 目 的 と 方 法

第一次～第四次調査と第五次の遺跡範囲確認を主体とした調査によって把握された、A（縄文時代中期中葉）・B（縄文時代中期後葉）・C（奈良～平安）の各ブロックの、台地における遺跡のあり方と保護対策を、より明確化し、できるだけ掘らないで、遺跡の範囲を具体化するため各ブロックの予想される遺跡の外郭部端に、巾50cmのトレンチを、東西に合計8本（A、160、80、60、40、40m・B、30、20、20m）・南北10本（A、180、150、120、80、80m・B、60、40、40、40、20m）を入れ、遺構の確認を行なった。

遺構確認は、各トレンチの中で発見された遺構を $\frac{1}{100}$ の図に詳細に記録していくもので、Aブロックについては巾50cmのトレンチで確認している遺構を目安に、各トレンチ間を50cm四方の間隔で1,300㎡の面積にわたり、ボーリング調査をし、その深浅で探索していくという仕方であるが、特に遺構が予想される深い部分について、その方向がわかる所は、方向をも示す記号↓↑を用いる方法をとった。

その他、トレンチとボーリング調査で探索した地区の中で、Aブロック3カ所、Bブロック1カ所を発掘し住居跡5軒（A4・B1）フラスコ状ピット1個を調査した。

なお、Cブロックについては、調査期間等の都合で調査できなかった。

（菅原）

#### ▼ トレンチ調査



#### ▼ ボーリング調査



## 遺 構 と 遺 物

### A ブ ロ ッ ク

#### AブロックS地区拡張区住居跡 (S 6 E 10)

Aブロック、南端の拡張区の住居跡で、円形プランを呈する直径約3mの小規模な住居跡である。床面は、ゆるやかな鍋底状で、住居跡内には炉および焼土等は見られなかった。柱穴は、住居跡周壁部に4個確認できた、それぞれ20cm前後の深さのものである。

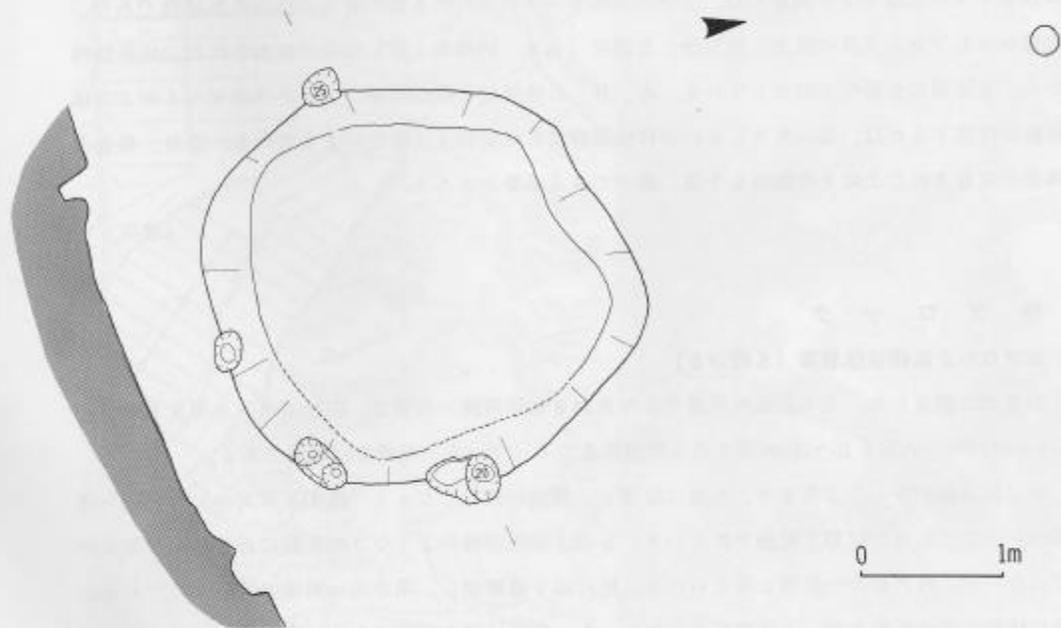
この住居跡の北方4.5m(住居跡中心から)に埋納土器が一個体発見された、しかし、この住居跡との関連については不明である。

埋納土器は大木8b式の深鉢形土器である。

(菅原)

#### AブロックNブロックN地区拡張区 (N25 E 5)

Aブロックの北東端の拡張区で、Cブロックに最も近い場所にある。トレンチの中に土師器片と焼土がみられたので、調査したのであるが、出土遺物は土師器片(糸切り底)若干と焼土(灰混り)



第1図 AブロックS地区拡張区住居跡 (S 6 E 10)

であり、柱穴、床面と確認できるものはなく住居跡としては認めがたい。

(菅原)

#### AブロックN地区拡張区住居跡 (N23E10)

Aブロックの最北端の拡張区で、第五次調査で確認されたN23J1土壇・袋状ピットの隣接地である。

包含層は床面近くまで、畑の耕作により攪乱を受け、ほぼ東西に二段のレベルの異なる住居跡の壁と考えられる遺構は残っているが、複合している住居跡のそれぞれのプランは不明である。

この複合住居跡を西から順にA、B、C住居跡と呼ぶことにする。床面のレベルはA、B、Cの順に低くなっている。A住居跡は南北に長軸の石囲い炉(70cm×40cm)をもち、炉の南側に埋甕(大木8b式土器)が配され、内部に焼土が入っていた。

B住居跡は、やはり石囲い炉をもち、炉を中心に焼土が広がり埋甕(大木8b式土器)がある住居跡で、この石囲い埋甕炉の西側に、不規則な形のピットが連らなっている。

C住居跡はB住居跡の数cm下に床面があり、(C住居跡の上にロームを貼ってB住居跡の床がつくられている)石囲い炉(50×45cm)が配され、炉の内部に小穴が掘られ中に河原石が詰められていた。この炉の西にピットがあり、このピットにも河原石が数個詰まっていた。焼土は炉の内部とピットに検出された。他に焼土が2ヶ所みられ、拡張区の北東隅にフラスコ状ピットがあり、フラスコ状ピットの北側半分を調査した。フラスコ状ピットの入口に多量の焼土が捨られた状態であり、内部からもブロック状の焼土、炭化物、土器片(大木、円筒系土器)石等が検出された。住居跡内から、北陸系の土器片が出土している。A、B、C住居跡の新旧関係、フラスコ状ピットがどの住居跡に付設するかは、はっきりしないがB住居跡はC住居跡より新しいようである。なお、第五次調査で発見された土壇との関係も今後、調べてみる必要があろう。

(菅原)

#### Bブロック

##### Bブロック拡張区住居跡 (S42J5)

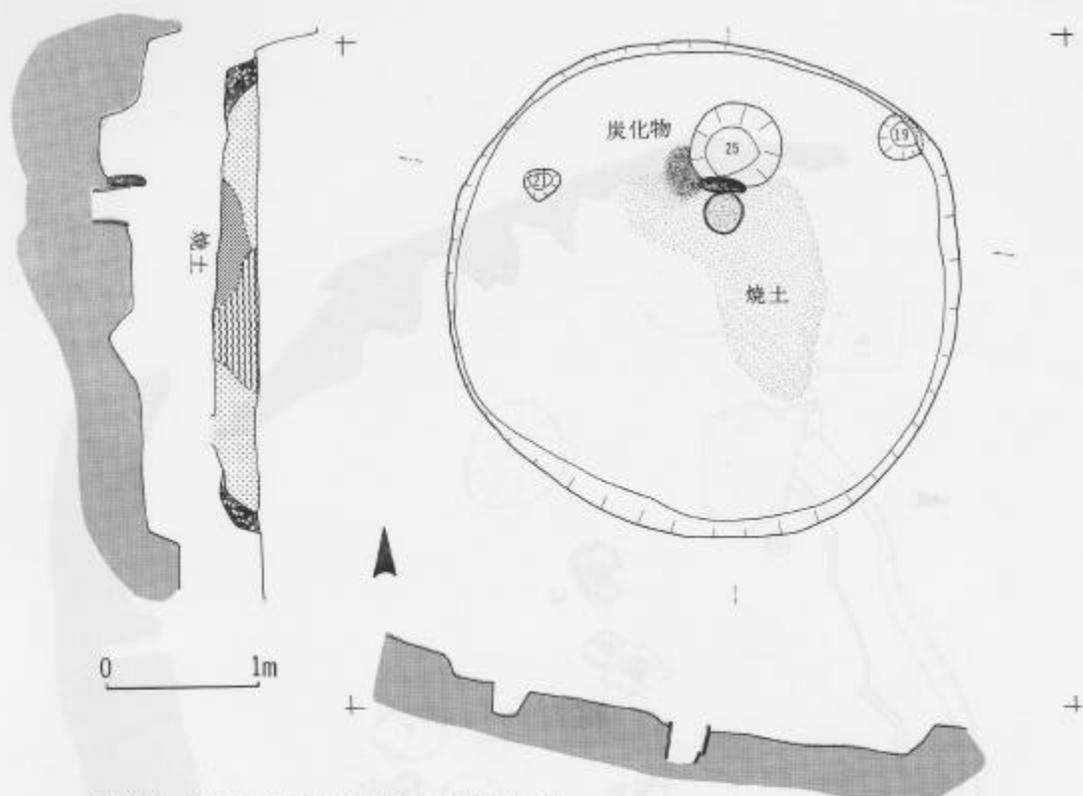
第五次で調査した、大木10式の埋甕をもつS34J10住居跡の南側で、円形プランを呈する直径約3.4mの、ローム面を15~20cm掘り込んで竪穴をつくっている小規模な住居跡である。

炉は住居跡の中心により多少、北側に位置し、埋甕に接してピット(径60×深30cm)と河原石(径30cm)が立てられた状態で配置されている、S34J10住居跡のようなコの字形に石を配した複式炉ではないが、複式炉の一形態と考えられる。柱穴は2個確認し、深さ20cm前後の浅いものである。他に柱穴と考えられるピットは発見できなかった。床面は硬く良好であり、床に接して広範囲に焼土と炭化物が散布していた。埋甕内部に炭化物、焼土が詰っており大木10式の土器である。埋甕に接している河原石の他に石等のぬき取られた痕跡は認められなかった。

(菅原)



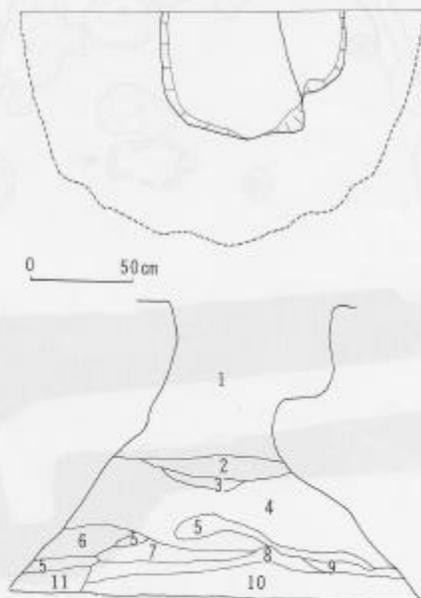
第2図 AブロックN地区拡張区住居跡 (N23E10)



第3図 Bブロック拡張区住居跡 (S42J5)

第4図 フラスコ状ピット 平面・断面図

- 1層…暗褐色土、4層より軟質
- 2層…暗褐色土、炭化物を多量に含む
- 3層…焼土
- 4層…暗褐色土
- 5層…ロームブロック
- 6層…軟弱な暗褐色土に砂、ローム粒子を含む
- 7層…砂を含む暗褐色土
- 8層…暗褐色土、炭化物を多量に含む
- 9層…ベースは暗褐色土で砂を含み7層と類似するが、炭化物を多量に含む
- 10層…粘性がつよい暗褐色土、ローム粒子を含む
- 11層…焼土を含む暗褐色土



#### フラスコ状ピット内木炭のC<sub>14</sub>年代

- (イ) 測定値 : 3990±105 B.P., 2040 B.C.  
測定番号 : GaK-4706  
測定者 : 木越邦彦 測定試料 : 木炭  
採取者 : 下埴遺跡発掘調査員 採取年月日 : 昭和47年7月29日  
採取地 : 秋田市四ツ小屋小阿地字下埴(北緯39°39'50"、東経140°09'20")
- (ロ) 測定値 : 3800±105 B.P., 1850 B.C.  
測定番号 : GaK-4707  
採取年月日 : 昭和47年7月26日 他は(イ)と同じ

このC<sub>14</sub>測定をおこなった試料を採取したフラスコ状ピットは第4次調査の時13号住居跡内に発見されたものである。このピット内から第5次調査の時植物の種子が発見され、この種子が発芽したのである。われわれ調査員はこの種子の出土状態と、また同一層から出土した土器等から縄文時代中期中葉のものとして断定したのである。しかし、このことについて現在まで例がなかったこと等から、いろいろな形で疑問が出されたのである。そこでわれわれは種子と同一層から発見された木炭のC<sub>14</sub>測定し、これらの疑問の一つでも答えようと思ったのである。その測定結果は上記のとおりである。

※なお、この測定値が出る前に4560±150B.Pという測定値が出たのである。これについては送った試料が木炭であったが、測定試料がカヤの実であった等の疑問があったので再度測定したものである。これについては調査員が直接木越先生のもとへ持参すべきであったのを、それをおこなったために上記のような問題がおきたので調査員一同大いに反省している。また善意で間に入ってくださった小林達雄・杉原荘介両先生には大変ご迷惑を掛けてしまいましたことをおわびしたいと思います。(富樫)

#### ボーリング調査の結果

ボーリング調査はAブロックのみで、B地区は時間がなくできなかったし、Cブロックは全く調査対象外として進めた。調査の方法は前項でのべたとおり、巾50cmのトレンチを掘りこれで遺構を確認し、その近くをボーリングして遺構のある所と、ない所で感触をつかみ、その上でボーリングを他の場所でおこない遺構を確認しようという方法をとった。このような方法をとったのは下埴遺跡の住居跡はロームの掘り込みが浅く、ボーリング調査だけで遺構が確認できないだろうという理由によるものである。

以上のような方法でボーリング調査した範囲はN3F1とN4E1～N25F5とN26E5の40m×100m(1)、N12F10とN12E6～N14E10とN14E6の20m×84m(2)、S6J2とS6F2～S17J1とS17F1の20m×36m(3)、S17E1とS17E5～S16A1とS16A5の20m×60m(4)、S5A10とS5E10～S5A7とS5E7の20m×16m(5)の範囲である。

遺構は各地域で確認できたが(1)ではN4A5、N14I6、N26D5、N26B5、N26C2、N15A6、N15E5等を中心としてその付近に遺構が確認できた。(2)ではほとんどの地区で遺構が確認できたが、N12H6、N12E6、N13J6のトレンチで炬が確認できたし、N13E6からは磨製石斧が発見された。(3)ではS6F5、S6F10等を中心に遺構が確認できた。(4)ではS17E5ではトレンチに落込みが認められ、S17C5、S16F3で遺構が確認できた。(5)ではS16A3、S16A5、S5D7等を中心とする場所で遺構が確認できた。

このように全体から遺構を確認することができたが、Aブロックの範囲は第5次調査で確認した範囲とほぼ同一であることがわかった。(1)の東側、すなわち、N15、N16グリッドの遺構はAブロックのものとは直接関係はないものと思われる。もしかするとCブロックのものである可能性がある。

(グリッド名N14I6等は第5次調査概報に詳述してあるのでそれを参照されたい。)

## ま と め

第6次調査は目的の項でも述べたように、A地区の遺跡の範囲をもっと詳細に調査すること、余力があればB地区も同様な調査を実施することにあつた。A地区は目的のとおりトレンチ調査とボーリング調査を実施し、その範囲を確認することができたが、B地区はトレンチ調査だけでボーリング調査はできずに終わってしまった。

A地区のボーリング調査の結果は北側は沢の斜傾面に接するまでびっしり住居跡が、重複して存在すること。また東南側はN14、N3、S17、S16の大グリッドの範囲まで広がっていることがわかった。この結果は第5次調査で広がりやを推定した結果と大差ないことがわかったのである。

B地区はトレンチ調査だけであつたが、ここは南側の沢に沿った部分(S36、S37)にもっと範囲が広がるものと推定される。

下堤遺跡は昭和43年はじめて発掘調査を開始してから今年で6年になり、第6次の調査が終了したのである。

最初に発掘調査を実施した頃から、現在までの間に遺跡に対する考え方も変り、第5次調査からは遺跡全体を保存しようという目的で調査の方法も、その考え方に沿って実施してきたのである。調査の結果については、その都度概報にして報告したとおりである。

下堤遺跡のある下堤台地はおよそ12haあり、この台地に三つの時代を異にする集落のあることがわかった。A地区は縄文時代中期中葉、B地区は縄文時代中期末葉、C地区は古代の集落である。

これら三つの集落は同一地点に営まれたのではなく、前述のように地点を異にしている。A地区は台地全体の中央西端に位置し、西側と北側に沢が入りこんでおり、東側に広がる台地がある。B地区は台地の西南端に位置し、舌状にのびた台地先端部を利用して東北に広がる台地を要している。C地区は台地の奥に位置し、南北の沢が入りこんだ位置にあり、A・B地区より見はらしの悪い所に集落を営んでいる。このように土地利用の仕方にもその時代の特徴があらわれているように思われる。A・B地区は今まで言われているように馬蹄形の集落形態を呈するものと思われが、少し土地利用（空間利用）の仕方が異なることも考えられる。C地区はA・B地区とは時代も異っており、集落の形態も、土地利用のあり方も違うのは当然であろう。このような見方をすると、集落個々の詳細な問題（例えばA地区では円筒上層式土器と大木式土器との関係、フラスコ状ビットの

遺物出土状態

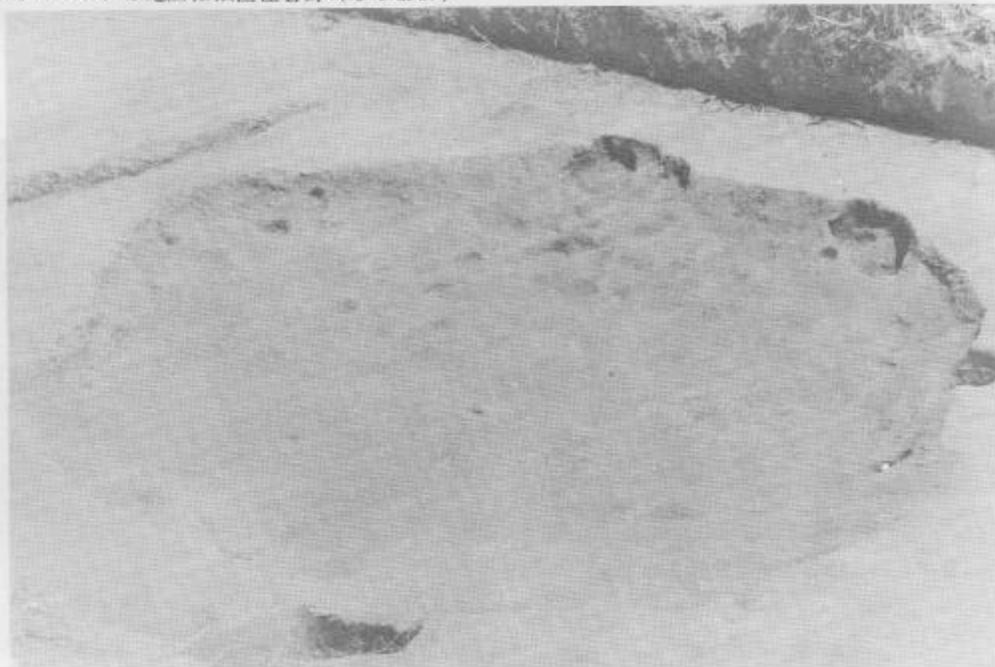


三角土製品



北陸系土器

AブロックS地区拡張区住居跡 (S 6 E 10)





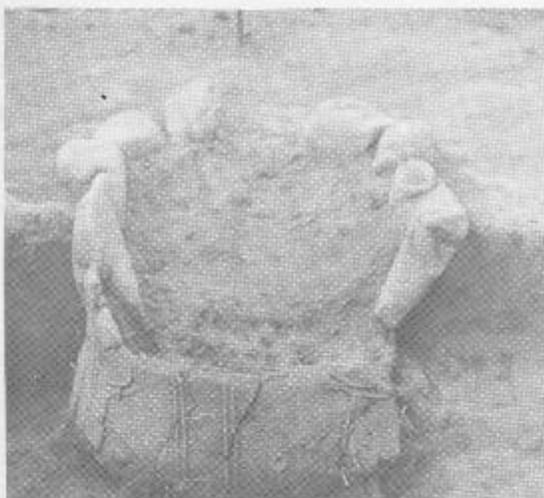
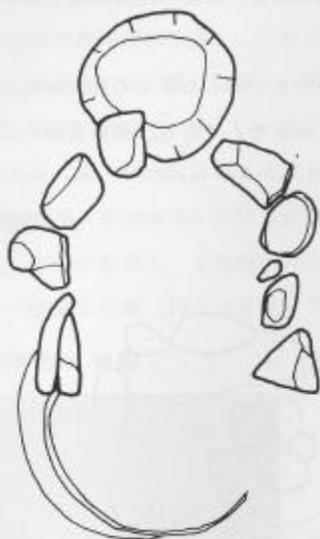
A ブロックN地区拡張区住居跡 (N 23 E 10)



B ブロック拡張区住居跡 (S 42 J 5)

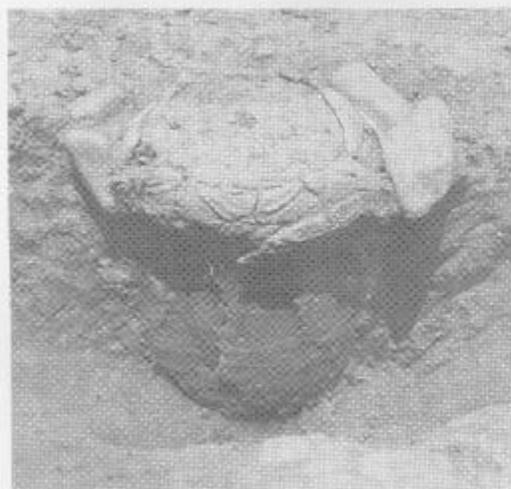
A ブロックN地区拡張区住居跡 (N23E10)

A住居跡 炉



1. 攪乱
2. はり床
3. 柱穴を埋た土  
炭化物、ロームを  
含む褐色土
4. ローム
5. 焼土

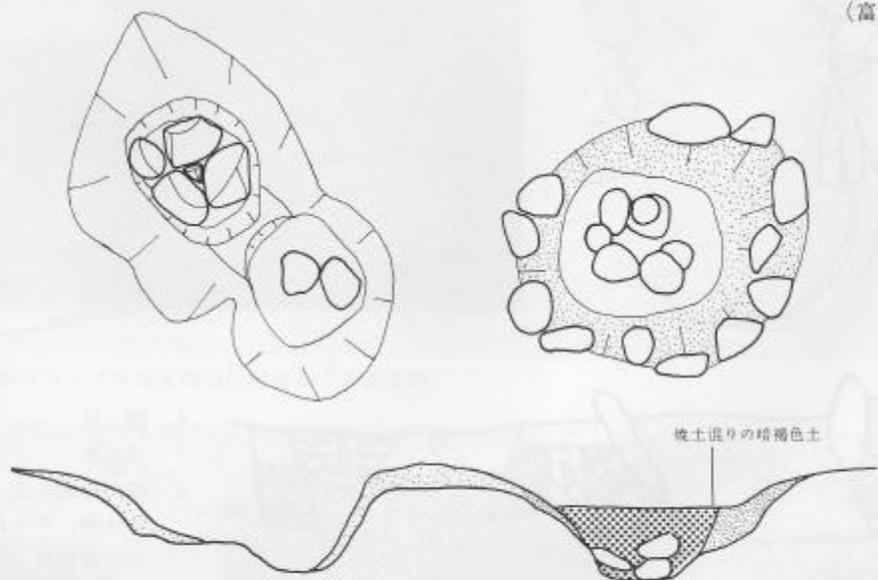
B住居跡 炉



用途及びそれのある住居跡とない住居跡との関係等、その都度概報等で報告してある問題等)は勿論のこと、集落のあり方を研究する上にこの上なく貴重な遺跡である。今後の保存問題とあわせて多くの研究課題がある。

なお今までの概報では時間とスペースの関係で取扱うことのできなかつた多くの資料がある。それらを時間をかけて整理し、6次までの本報告を近い将来まとめる考えである。関係各位のご教示ご協力をお願いする次第である。

(高塚)



C住居跡 炉



フラスコ状ピット内部  
床面から約120cmの  
土器出土状態

## あ と が き

6年にわたる、下堤遺跡の発掘調査作業は一応の終了をみた。若い考古学研究者の自発的熱意によって始められた調査であるだけに、当初は苦難の連続であった。しかしながら、調査が進むにしたがい、つぎつぎと遺構の範囲も広がり、ついに丘全体、その面積約12 haに対処するにおよんで、国庫補助対象に認められ、昭和47、48年度、遺跡の範囲確認調査を実施したことは埋蔵文化財保護上、誠に意義ある調査であった。

概報は昭和45年度（第3次）に県費補助を得たときから発行し、表紙装丁の枠線も、ついに4本を数えるにいたった。その内容は、あくまでも概報であって本報告書でないことは申すまでもないが、調査は将来、本報告書を作成することを前提として進めてきたので、これまでの成果を集大成した報告書の刊行を計画している。しかし、発掘作業経費に対しては補助金が認められるが、事後処理作業、および報告書作成に対する補助金の得られないことは、末端行政機関として全く苦しい立場にあることは事実である。しかしながら、県内の縄文時代の住居跡群、ひいては集落を考察する場合、下堤遺跡の資料は学術上、欠くことのできない貴重なもので、報告書は行政の責務として刊行しなければならないと考えている。

さらに、調査後の遺跡保護対策であるが、現行法の運用で可能であるが絶対的なものではない。調査の後半で保護保存を前提とする遺構の範囲確認方法を採った以上、行政上の権限の範囲ぎりぎりの線で対処したいと考えているので、各関係機関等のなお一層の指導援助を期待するものである。連日、炎天下で、また、あるときは長期の雨に悩まされながら、もくもくと作業を進めてくださった多くの参加者、また、これを暖かくいたわり御協力くださった地元の方々に心からお礼を申しあげる次第である。

秋田市教育委員会 社会教育課 課長 川 井 義 男  
主査 佐々木 栄 孝  
主事 菅 原 俊 行

## 調査員および参加者

発掘調査主体 秋田市教育委員会 秋田考古学協会

発掘調査期間 昭和48年7月1日～7月31日（1ヶ月間）

調査員 日本考古学協会会員 奈良 修 介  
日本考古学協会会員 富 樫 泰 時  
秋田県文化財専門委員 鍋 倉 勝 夫

### 参加者

秋田考古学協会会員 五十嵐芳郎 大友俊和 黒崎俊美 庄内昭男 進藤公子  
平安博物館 鈴木忠司  
横須賀市博物館 大塚真弘  
秋田大学 学生 野上剛志 佐々木博史 菅野博仁 佐々木昌喜 伊里道彦 藤原昌史 細谷  
昇寿 安藤麻須子 白山貞子 村岡百合子 小林朋子 目黒直子 三上礼子  
明治大学 学生 田口 都 小玉 準  
青山学院大学 学生 手塚 均 大東文化大学 学生 佐藤美智子  
県立金足農業高校 教諭 泉 哲郎 谷口重光 伊藤整剛 菅原孝博 相馬昇二 中泉紀規  
斎藤久則 伊藤桂子 鈴木啓子 藤原一男 安田忠市 浜田忠雄 三浦 薫  
武藤孝文 高橋 博 佐藤昌行 酒井喜美男 小林由紀子 富樫富士子 菅  
原純子 菅原留美子  
県立秋田北高校 教諭 武田 武志 戸祭志保子 奥山節子 菅原恵子 佐藤洋子 工藤恵子  
大堀裕子 長沢しのぶ 富岡伊穂子 田村慶子  
市立西中学校 武藤康弘 高橋 学  
地元協力者 鈴木銀一 鈴木金一 鈴木長治 三浦竹治 岩崎岩五郎 堀井藤男 鈴木茂  
治 齋藤キミ 伊藤ハルエ 岩崎ミノ  
秋田城跡発掘調査事務所 小松正夫 日野 久

事務担当 秋田市教育委員会 社会教育課 主査 佐々木 栄 孝  
主事 菅 原 俊 行



昭和49年3月発行 発行者 秋田市教育委員会